

## 要 旨

### 1 提言の目的と背景

2025 年は、日本の女性差別撤廃条約批准（1985 年）から 40 年、北京女性会議（1995 年）から 30 年の節目の年である。日本でも男女共同参画社会基本法（1999 年）が成立し、内閣府に男女共同参画局が設置されてから約四半世紀が経過した。この間の様々な男女共同参画政策にも拘わらず、世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数による国際ランキングでは、日本は 148 か国中 118 位（2025 年）、主要先進国とみなされる G7 で最下位、OECD 加盟国 38 か国でも 37 位と、2006 年の調査開始以来 20 年近く不名誉な低順位に留まっている。この原因（背景）を探索し、特に学術的観点から対策を考察することで、日本の社会と学術界におけるジェンダー平等・公正を実現することを目的として、本提言を作成した。

日本学術会議は、2020 年に提言「社会と学術における男女共同参画の実現を目指して―2030 年に向けた課題―」を発出しているが、この 5 年間の社会の変化も視野に入れ、第 6 次男女共同参画基本計画が策定される予定の 2025 年以降は、さらに効果的にジェンダー平等を加速させる必要がある。男女共同参画社会基本法が 21 世紀日本社会の「最重要課題」とした男女共同参画を、より広くジェンダー平等・公正という言葉に置き換え、人権・家族・労働・教育・医療・福祉等を貫く横断的な重要政策の一つと位置付けて真剣に取り組まなければ、日本の未来社会は立ちゆかない。

本提言が、SDGs 最終年にも当たる 2030 年を見据えた日本のあらゆる法・政策において、十分考慮されることを期待する。

### 2 提言の内容

**提言 1 「ジェンダー主流化」を具体的な政策プロセスとして実行するべきである。**

第 6 次男女共同参画基本計画において、政府の政策と事業の策定、実施、モニタリング、評価を含むすべてのプロセスで「ジェンダー主流化」を実行するべきである。男女共同参画社会基本法は、第 4 条、第 15 条、第 18 条に「ジェンダー主流化」のための規定を置き、2000 年の計画にも書き込まれ、専門調査会も設置されて、具体的な調査手法（「男女共同参画影響調査」）を開発した。しかしながらその後この調査は行われず、「ジェンダー主流化」は実現していない。

第 6 次男女共同参画基本計画には、この「男女共同参画影響調査」の実施を再び書き込み、影響調査専門調査会を設置し、全府省庁及び地方自治体がこの調査を実施可能となるような体制を組むことにより、「ジェンダー主流化」を具体的な政策プロセスとして実行するべきである。

**提言 2 男女共同参画基本計画の実効性を確保するべきである。**

5 次にわたる男女共同参画基本計画の実効性を確保するための制度化された仕組みが機能していないので、復活させ、稼働させるべきである。具体的には、①男女共同参画会議による「施策の実施状況の監視」を担う専門調査会を復活させ、「実施方針」の策定と監視を

行わせ、調査会としての年次報告を公表させる。②男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議、各府省においては副大臣を本部長とする「男女共同参画推進会議」の活動を復活させ、計画の実施に責任を持たせる。③毎年度計画の全般について進捗状況の把握、評価を行う。数値目標を掲げている施策であれば、当該数値目標設定の目的とそれを実現するための手段である施策（事業）の関係を明瞭にするよう努力する。進捗に問題があれば、理由を明らかにすべく分析を行い、男女共同参画会議から、実施を所管する府省に対して意見を述べられるようにする。そのための人員、予算の確保が行われるべきである。

**提言3 ジェンダーに基づく差別・暴力の防止を、予防、加害者処罰、被害者救済の各段階においてさらに強化するべきである。**

従来の基本計画において「女性に対する暴力は重大な人権侵害である」という認識の下、様々な施策・法改正が行われ、一定の成果はあった。しかし、近年有名芸能事務所の元経営者や芸能人の性加害ニュースが国際的にも批判され、自衛隊や検察組織等の公的機関や民間企業・大学（研究機関）等におけるセクシュアル・ハラスメント、就活セクハラ等も社会問題化している。国会や地方議会におけるセクハラ対策も進んでいない。女性に対する暴力の背景には女性差別・ジェンダーに基づく差別があることを正面から認め、暴力の予防、被害者救済、加害者処罰のために、ジェンダーに基づく差別を包括的に禁止する包括的差別禁止法の制定も検討するべきである。

**提言4 すべての分野の人材育成において、ジェンダー平等・公正を実現するべきである。**

社会と学術界のジェンダー平等・公正の実現のためには、将来に向けた人材育成の場面での平等施策が重要である。理工学・生命科学・人文・社会科学分野における日本のジェンダー不平等の現状を改めて直視し、平等への阻害要因を探求し、施策を強力に推進する必要がある。

具体的には、女子の大学及び大学院進学率の向上、理工学・生命科学分野の女子学生・女性教員比率の向上、人文・社会科学分野も含めた全分野の上位職・意思決定機関における女性比率の向上が必要であり、ジェンダーバイアスへの対応、ポジティブ・アクションの更なる実施、ワークライフ・バランスの取れたハラスメントのない研究環境の整備、契約期間が決まっており、その間に研究成果を出さないと次のポジションに進めない「任期付き競争的環境」において困難を抱える女性への支援等が急務である。

**提言5 日本の学術を一層振興させるために、あらゆる学術分野にジェンダー視点を浸透させるとともに、学術の振興を通して社会のジェンダー平等・公正を実現するべきである。**

学術研究に多様なジェンダー視点を確保し、急速に発展するデジタル社会を公平で豊かなものとするのが重要である。また、性差医療やジェンダード・イノベーションを発展させることは、学術の振興のために不可欠である。他方で、公平・公正な学術振興により、社会のジェンダー平等・公正が進展することもまた期待できる。

国際的にも承認されたこの考え方を実現させるため、各種の大型研究プロジェクトや科学研究費補助金等の審査基準に、ジェンダー的指標を取り入れるべきである。